

NSD健保公告290号

令和6年4月1日

組合員 各位

NSD健康保険組合

理事長 三池 真優子

## NSD健康保険組合同規約の一部変更について

令和6年4月1日付で当組合同規約の一部を下記のように変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項により公告いたします。

### 記

#### 1. 変更理由

- ① 株式会社アートホールディングスは、令和5年4月1日、当健康保険組合の設立事業所である株式会社NSDの連結子会社となりました。  
資本関係については、株式会社NSDから71.4%出資されており、編入条件を満たしているため、当組合の設立事業所として編入させることとする。
- ② 組合会の開催時期を実状に合わせて変更する。
- ③ 予備費については、より柔軟に予備費を活用できるように予備費から充当できる費途を追加する。
- ④ 準備金の保有方法については、前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3は換金処分容易な預貯金の形態で保有することになっていますが、これを12分の1とし、他の形態での保有枠を拡大させることに変更する。

#### 2. 変更内容

- ① 第4条中の「株式会社NSDワンピース 東京都千代田区」の次に「株式会社アートホールディングス福井県鯖江市」を加える。
- ② 第15条中の「毎年6月から7月」を、「毎年7月から8月」に改める。

- ③ 第47条第1項を次のように改め、第1項の次に同条第2項として次の一条を加える。  
一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 事務所費
  - (2) 組合会費
  - (3) 保険給付費
  - (4) 納付金
  - (5) 保健事業費
  - (6) 還付金
  - (7) 営繕費
  - (8) 財政調整事業拠出金
- 2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 介護納付金
  - (2) 還付金
  - (3) 積立金
- ④ 第48条中の「この場合において、第3号から第13号までの方法によって保有する準備金の額は、その総額の2分の1を超えてはならない。ただし、準備金の保有が保険給付に要した費用(老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金を含み、介護納付金を除く。)の前3年度の平均年額の12分の3に相当する額を保有する場合には、第3号から第13号までの方法による保有は、準備金の3分の2まで行っても差し支えない」を、「ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない」に改める。

#### 附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

以上